

# プレミアム付かわさきまち ReBorn！商品券発行事業 実 施 要 綱

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

- 第1条 豊前川崎商工会議所（以下「商工会議所」）は地域経済並びに商店街活性化、川崎町内の購買力向上のきっかけを図るため、プレミアム付き「かわさきまち商品券」発行事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (実施主体)

- 第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は商工会議所が行う。

### (実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、令和5年6月12日から令和6年2月20日までとする。

### (発行総額及びプレミアム)

- 第4条 商品券の発行総額は、6,000万円とする。
- 2 発行総額は5,000万円とし、その20%にあたる1,000万円を上乗せしプレミアム分とする。

### (商品券の種類・販売内容)

- 第5条 本事業で発行する商品券は紙面（以下「紙面型商品券」）によるものと電子商品券（以下「デジタル商品券」）とする。
- (1) 紙面型商品券の発行冊数は4,000冊とし、1冊1,000円券12枚綴りをとし10,000円で販売する。
- (2) デジタル商品券は12,000円相当を1万円で販売する

### (券面表示事項)

- 第6条 紙面型商品券に次の事項を記載する。
- (1) 発行団体、金額及び利用期間
- (2) 釣り銭の取り扱い
- (3) 紛失、盗難等の免責
- (4) 偽造防止のための通し番号
- 2 デジタル商品券にはアプリ内に次の事項を記載する
- (1) 発行団体、金額及び利用期間
- (2) 発行団体の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、または災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止または停止する場合があること
- (3) 払い戻しは行わないこと

## 第2章 商品券の販売

### (購入対象者)

- 第7条 商品券の購入対象者は特に限定しない。

### (販売限度額)

- 第8条 紙面型商品券は、1人に対し5冊までとする。
- 2 デジタル商品券は1人に対し5万円までとする。

(販売期間)

第9条 紙面型商品券の販売は、令和5年7月23日から令和5年12月31日まで土日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時の間とする。ただし、販売総額に達したときは、その時点をもって終了する。(7月23日の販売時間は午前9時～午後3時の間とする。)

2 デジタル商品券の販売は、令和5年9月24日から令和6年1月31日まで土日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時の間とする。ただし、販売総額に達したときは、その時点をもって終了する。(9月24日の販売時間は午前9時～午後3時の間とする。)

(販売場所)

第10条 商品券の販売場所は豊前川崎商工会議所とする。

但し、商工会議所が必要とする時は、他の場所で販売することができる。

(販売の周知)

第11条 販売の周知は次の方法とする。

- (1) 川崎町広報
- (2) 会議所会報・ホームページ
- (3) その他不特定多数の消費者に周知可能な方法

### 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第12条 紙面型商品券の利用期間は、令和5年7月23日(日)から令和5年12月31日(日)までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

2 デジタル商品券の利用期間は、令和5年9月24日(日)から令和6年1月31日(水)までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、第21条により登録した事業所とする。

(利用制限)

第14条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の利用対象外とする。

- (1) 土地、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高い物。
- (3) たばこ事業法における製造たばこの購入
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
- (5) 医療施設や介護施設の一部保険適用分(処方箋が必要な医療品を含む)
- (6) 遊技場等。
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等。
- (8) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。
- (9) 公序良俗に反するもの。

(釣り銭)

第15条 紙面型商品券の額面に満たない利用のときであっても、釣り銭は支払わない物とする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した紙面商品券・デジタル商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(商品券の破損等)

第17条 破損した紙面型商品券は、全体の3分の2程度が残っていれば商品券とみなす。

(不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全額を申し受けるものとする

## 第4章 取 扱 店

(取扱店の資格)

第19条 商品券を取り扱うことのできる事業者(以下「取扱店」)は、町内に事業所を有するものであって、会頭が認めた事業所。

(取扱店の募集)

第20条 取扱店の募集は、商工会議所で行う。

(取扱店の手続き)

第21条 取扱店の手続きを希望する事業所は、商工会議所に「プレミアム付きかわさきまち ReBorn! 商品券取扱店申込書」を提出し、会頭の承認を得るものとする。

- 2 商工会議所は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が取扱資格を有することを確認の上、当該申請者にかわさきまち商品券取扱登録証を発行する。なお、登録料は無料とする。

(取扱店の脱退)

第22条 取扱店を脱退しようとする事業所は、会議所に「取扱店中止届出書」を提出し、会頭の承認を得るものとする。

(換金期間)

第23条 紙面型商品券の換金期間は、令和5年8月1日(火)から令和6年2月13日(火)までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

- 2 デジタル商品券の換金期間は、令和5年10月3日(火)から令和6年2月13日(火)までとし、換金期間を過ぎた場合は無効とする。

(換金方法)

第24条

- 1 両商品券の換金日は毎週火曜日とし、祝日の場合は翌営業日に換金を行う。
- 2 取扱店は紙面型商品券の裏面に、事業所名を記入(ゴム印も可)した商品券と、必要事項を記入した「かわさきまち商品券換金申請書(以下「換金申請書」)」と共に、毎週火曜日午前9時から午後5時までに、会議所に提出し換金を行う。デジタル商品券についても「換金申請書」を商工会議所に提出し換金を行う。なお、日曜日から土曜日までの売上を週ごとに集計し、換金額は換金時の前週までの売上を集計した額とする
- 3 換金は商工会議所窓口で小切手並びに現金による支払いを受けるものとする。
- 4 小切手と現金の取扱いは、紙面型商品券は1万円以上は小切手とし1万円未満は現金及び小切手の支払い、デジタル商品券については全額小切手での支払いとする。

(取扱店の責務)

第25条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (2) 商工会議所が配布する取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工会議所に申し出ること。
- (4) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止とする。
- (5) 商工会議所が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。
- (6) 本要綱に定める規則及び会議所からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第26条 前条の各号に反する行為と商工会議所が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(商品券紛失等の責務)

第27条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第28条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会議所に届け出るものとする。

## 第5章 雑 則

(会議所の責務)

第29条 商工会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管、管理は厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに会頭に報告するとともに、取扱店に盗難、紛失した商品券番号を通知すること。
- (5) 上記各号のほか、商品券発行业に必要の運営管理を行うこと。

(紛失等の免責)

第30条 商工会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、商工会議所の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 商品券発行业についての問い合わせは次の通りとする。

発行业団体 豊前川崎商工会議所  
所在地 福岡県田川郡川崎町大字川崎351番地10  
電話番号 0947-73-2238

- 2 本要綱に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要事項は、商工会議所が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 本実施要綱は、令和5年6月12日から施行する。